（構造）

第四条　電動ファン付き呼吸用保護具の構造は、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

一　容易に破損しないものであること。

二　装着が簡単で、装着したときに異常な圧迫感又は苦痛を与えないものであること。

三　着用者の視野を著しく妨げるものでないこと。

四　全面形の面体を有するもの及びルーズフィット形のものにあっては、呼気によりアイピースが曇らないものであること。

五　ろ過材、排気弁及びしめひもが容易に取り替えることができるものであること。

六　面体形のものにあっては、着用者自身がその顔面と面体との密着性の良否を随時容易に検査できるものであること。

七　ルーズフィット形のものであって、S級及びA級のものにあっては、最低必要風量に近づいていることを着用者に知らせる警報装置を有するものであること。

八　ルーズフィット形のものであって、B級のものにあっては、前号の警報装置又は電池の電圧が電動ファン付き呼吸用保護具を有効に作動できる電圧の下限値となったことを着用者に知らせる警報装置を有するものであること。

第五条　電動ファン付き呼吸用保護具の各部の構造は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。

区分	条件
電動ファン	水、粉じん等の侵入によりその機能に障害を生ずるおそれがないこと。
排気弁	一　通常の呼吸に対して、弁及び弁座の乾湿の状態にかかわらず、確実に、かつ、鋭敏に作動すること。 二　内部と外部の圧力が平衡している場合に、面体の向きにかかわらず、閉鎖状態を保つこと。 三　外力による損傷が生じないように覆い等により保護されていること。
しめひも	一　適当な長さ及び弾力性を有すること。 二　長さを容易に調節することができること。
連結管	一　適度な伸縮性を有し、種々の状態に曲げても通気に支障が生じないこと。 二　あご、腕等による圧迫があった場合でも通気に支障が生じないこと。 三　首の運動に支障が生じないような長さであること。

（性能に係る試験）

第六条　電動ファン付き呼吸用保護具の性能は、次の表の上欄に掲げる試験方法による試験を行った場合に、それぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。

試験方法	条件
（粒子捕集効率試験） 次の各号に掲げる試験粒子の種類に応じて、試験粒子の濃度を測定し、次の式により粒子捕集効率を算定する。なお、粒径分布の中央値については、粒子数を基準にした中央値とする。 粒子捕集効率（パーセント）＝（1－通過前の試験粒子の濃度（ミリグラム毎立方メートル）／通過前の試験粒子の濃度（ミリグラム毎立方メートル））×100 通過後の試験粒子の濃度（ミリグラム毎立方メートル） 一　試験粒子が塩化ナトリウムの場合 粒子捕集効率測定器に装着したろ過材へ、塩化ナトリウム含有空気（塩化ナトリウムの粒径分布の中央値が〇・〇六マイクロメートル以上〇・一マイクロメートル以下で、その幾何標準偏差が一・八以下であって、かつ、塩化ナトリウムの濃度が一立方メートル当たり五〇ミリグラム以下で、その変動がプラスマイナス一五パーセント以下のものをいう。）を、通常風量形のものにあっては毎分一一〇リットル、大風量形のものにあっては毎分一三八リットルの流量で通じ、ろ過材に供給される塩化ナトリウムが二〇〇ミリグラムに達するまでの経過において、ろ過材通過前及び通過後の塩化ナトリウムの濃度を散乱光方式による塩化ナトリウム濃度測定器により連続的に測定する。ただし、複数のろ過材を有する電動ファン付き呼吸用保護具について一のろ過材により試験を行う場合における本文の量の流量及びろ過材に供給される塩化ナトリウムの量は、当該電動ファン付き呼吸用保護具の有するろ過材の数で除することができるものとする。	一　試験粒子が塩化ナトリウムの場合 粒子捕集効率が、常に次の表の上欄に掲げる電動ファン付き呼吸用保護具のろ過材の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる値以上であること。 （表1） 種類 / 粒子捕集効率（パーセント） PS一 / 九五・〇 PS二 / 九九・〇 PS三 / 九九・九七 二　試験粒子がフタル酸ジオクチルの場合 粒子捕集効率が、常に次の表の上欄に掲げる電動ファン付き呼吸用保護具のろ過材の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる値以上であること。 （表2） 種類 / 粒子捕集効率（パーセント） PL一 / 九五・〇 PL二 / 九九・〇 PL三 / 九九・九七
二　試験粒子がフタル酸ジオクチルの場合 粒子捕集効率測定器に装着したろ過材へ、フタル酸ジオクチル含有空気（フタル酸ジオクチルのミストの粒径分布の中央値が〇・一五マイクロメートル以上〇・二五マイクロメートル以下で、その幾何標準偏差が一・六以下であって、かつ、フタル酸ジオクチルの濃度が一立方メートル当たり一〇〇ミリグラム以下で、その変動がプラスマイナス一五パーセントの範囲内にあっては毎分一一〇リットルを、通常風量形のものにあっては毎分一三八リットルの流量で通じ、ろ過材に供給されるフタル酸ジオクチルが四〇〇ミリグラムに達するまでの経過においてろ過材通過前及び通過後のフタル酸ジオクチルの濃度を散乱光方式により連続的に測定するフタル酸ジオクチル濃度測定器により連続的に測定する。ただし、複数のろ過材を有する電動ファン付き呼吸用保護具について一のろ過材により試験を行う場合における本文の量の流量及びろ過材に供給されるフタル酸ジオクチルの量は、当該電動ファン付き呼吸用保護具の有するろ過材の数で除することができるものとする。	